

## おかやま若者就職支援センター運営協議会設置要綱

### (趣 旨)

第1条 県内の景気は、緩やかな回復を続けており、若年者を取り巻く雇用環境も改善傾向にあるものの、フリーターはいまだ多い状況にあり、若年労働者の早期離職率も高水準で推移するなど、なお厳しい状況が続いている。

このため、カウンセリングからハローワークを通じた職業紹介までの一貫した就業に関するサービスを提供し、若年者の就業を支援する事業をおかやま若者就職支援センター運営事業実施要領により行うこととし、事業の効果的かつ円滑な実施を図るため、おかやま若者就職支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 運営協議会では、次に掲げる事項を協議する。

- (1) おかやま若者就職支援センター運営事業の事業運営に関すること。
- (2) その他、岡山県の若年者の雇用対策に関すること。

### (組 織)

第3条 運営協議会は、岡山県産業労働部次長を会長とし、別表に掲げる団体から推薦された委員（以下「運営協議会委員」という。）をもって構成する。

2 運営協議会委員の任期は2年間とする。但し、任期の途中で交替した委員の任期は前任者の任期の終了する期間までとする。

### (会 長)

第4条 会長は、運営協議会を統括する。

### (会 議)

第5条 運営協議会の会議は、会長が招集し、主宰する。

### (事務局)

第6条 運営協議会の事務局は、岡山県産業労働部労働雇用政策課に置く。

2 事務局長は労働雇用政策課長をもって充てる。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に決定する。

(別表)

岡山県産業労働部  
岡山県教育委員会  
岡山労働局職業安定部  
岡山県経済団体連絡協議会  
岡山県商工会議所連合会  
岡山県商工会連合会  
岡山県中小企業団体中央会  
岡山県経営者協会  
(一社) 岡山経済同友会  
日本労働組合総連合会岡山県連合会  
岡山県高等学校長会  
岡山県私学協会  
(一社) 岡山県専修学校各種学校振興会  
公立大学関係者 (岡山大学)  
私立大学関係者 (岡山理科大学)  
(公財) 岡山県産業振興財団  
受託者